平成２２年（フ）第１２０号
愛媛県西条市丹原町北田野1634番地２
債務者　臼坂ゆかり
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１２３号
愛媛県新居浜市江口町１番16号
債務者　加藤　里代
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１２５号
愛媛県西条市中野甲1467番地第１
債務者　栗田　三重
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１２７号
愛媛県四国中央市土居町野田乙464番地25
債務者　立花千加子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１２８号
愛媛県新居浜市船木甲1519番地
債務者　髙橋　泉美
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４９８号
高知県香美市土佐山田町2268番地11　藤原アパート
債務者　岡村　喜嘉
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１９号
高知市万々509番地６
債務者　濵口　信子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２１号
高知県南国市大埇甲2383番地８　レオパレス21　ＤＲＥＡＭ106号
債務者　鶴澤　政起
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２６号
高知市長浜5201番地３　芝改住３号
債務者　谷山　美和
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２号
高知県安芸市久世町６番17号
債務者　小松　和正
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
福岡県直方市大字下境3910番地46
債務者　河上　長治
１　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第９０号
福岡県直方市大字感田1067番地
債務者　河野　君子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１０７号
福岡県田川郡川崎町大字田原140番地
債務者　三隅　隆子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３９２号
大分市大字乙津14番地の７
債務者　向田　　宏
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2946番地７
債務者　池水　俊美
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町18番８―44号
債務者　岸原　久志
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６５号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地１―407号
債務者　大山　三好
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６６号
鹿児島県大島郡知名町大字赤嶺780番地
債務者　永島　和子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部